

がん患者指導管理料いる・はの 算定について

当院では、患者さんが「がんの診断結果」及び「治療方法等」について理解し、納得した上で治療方針を選択してもらえるよう、医師と看護師が協力して説明や面談を行った場合、患者さんの同意を得て上記の診察料を算定しています。

*がんに関する専門の看護師への相談や病状説明への同席を希望する患者さん・ご家族からの依頼もお受けしております。ご希望の場合は、遠慮なく主治医・看護師におたずねください。

*算定にあたり当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

